

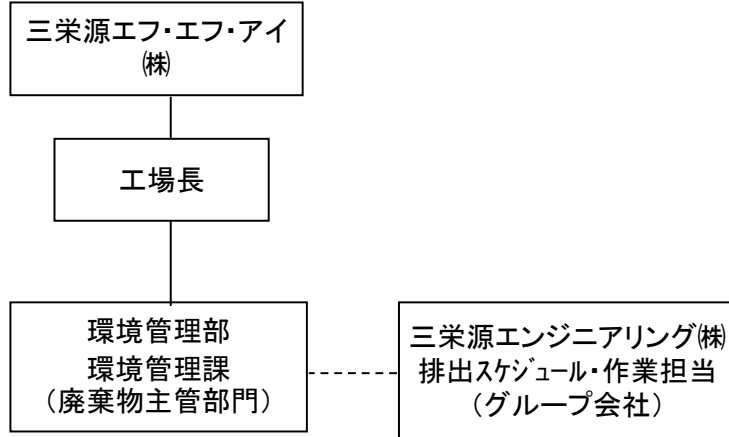
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 27日	
豊中市長 殿	
提出者 〒561-8588 住 所 大阪府豊中市三和町1丁目1番11号 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 氏 名 代表取締役社長 清水 康弘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6333-0521	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 本社
事業場の所在地	大阪府豊中市三和町1丁目1番11号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09:食料品製造業
②事業の規模	資本金 18億円
③従業員数	633人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	排 出 量	271.119 t	747.588 t
	(これまでに実施した取組) ・ 焼却処分業者から、再生燃料業者への切替えを進めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	排 出 量	270.000 t	740.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 再生業者への排出を進める。		

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 汚泥、動植物性残渣、廃油、廃プラスチック、ガラスくず、蛍光灯を分別保管し、適正業者へ収集運搬・処分を委託している。 ・ ③廃酸については、処理業者が燃料化としているため、リサイクルされている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 蛍光灯、ボタン電池等の水銀使用廃棄物の分別を徹底する。 ・ PET容器を洗浄し、有価物化を進める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃酸	④廃プラスチック類	⑤木くず	⑥動植物性残渣
820.990 t	94.910 t	1.581 t	154.740 t

②計画

③廃酸	④廃プラスチック類	⑤木くず	⑥動植物性残渣
810.000 t	90.000 t	1.000 t	150.000 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦ガラスくず	⑧管理型混合廃棄物	⑨蛍光灯	⑩引火性廃油
5.742 t	0.320 t	0.290 t	7.330 t

②計画

⑦ガラスくず	⑧管理型混合廃棄物	⑨蛍光灯	⑩水銀回収義務付 け製品(計測器)
5.000 t	2.000 t	0.300 t	0.002 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑪廃油(有害)	⑫廃PCB		
0.300 t	0.102 t	0.000 t	0.000 t

②計画

⑪乾電池	⑫引火性廃油	⑬強酸(有害)	⑭強アルカリ(有害)
0.070 t	6.000 t	0.050 t	0.004 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

⑮廃油(有害)	⑯汚泥(有害)	⑰廃水銀等
0.300 t	0.001 t	0.010 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	全 処 理 委 託 量	271.119 t	747.588 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	271.119 t	747.588 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	87.610 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	67.509 t	56.988 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	116.000 t	690.600 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ ほぼ全ての産業廃棄物において、2社取引を推進している。 常に安定した処理委託ルート確保に努めている。 適正価格や動向などの情報収集 優良認定処理業者への委託推進 ・ 不定期ではあるが、各中間処理場などの視察を進めている。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃酸	④廃プラスチック類	⑤木くず	⑥動植物性残渣
820.990 t	94.910 t	1.581 t	154.740 t
820.990 t	94.910 t	1.581 t	154.740 t
t	t	t	154.740 t
454.450 t	10.620 t	t	t
366.540 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦ガラスくず	⑧管理型混合廃棄物	⑨蛍光灯	⑩引火性廃油
5.742 t	0.320 t	0.290 t	7.330 t
5.742 t	0.320 t	0.290 t	7.330 t
t	t	0.290 t	t
5.742 t	t	t	t
t	t	t	7.330 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分

①現状

t	t

②計画

t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑪廃油(有害)	⑫廃PCB
0.300 t	0.102 t
0.300 t	0.102 t
t	t
0.300 t	t
t	0.102 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	全 処 理 委 託 量	270.000 t	740.000 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	270.000 t	740.000 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	90.000 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	90.000 t	50.000 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	90.000 t	690.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定業者への処理委託検討 ・ 熱回収、再生燃料業者への処理委託推進 ・ 1種類につき2社以上の複数契約実施 ・ 新規処理委託業者との契約は電子マニフェスト運用を条件とする。 ・ 処理委託先の訪問・視察を行い、適正な処理状況等、現地確認を行う。		
※事務処理欄			

②計画

③廃酸	④廃プラスチック類	⑤木くず	⑥動植物性残渣
810.000 t	90.000 t	1.000 t	150.000 t
810.000 t	90.000 t	1.000 t	150.000 t
t	t	t	150.000 t
450.000 t	10.0 t	t	t
360.000 t	t	t	t

②計画

⑦ガラスくず	⑧管理型混合廃棄物	⑨蛍光灯	⑩水銀回収義務付 け
5.000 t	2.000 t	0.300 t	0.002 t
5.000 t	2.000 t	0.300 t	0.002 t
t	t	0.300 t	0.002 t
5.000 t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑪乾電池	⑫引火性廃油	⑬強酸(有害)	⑭強アルカリ(有害)
0.070 t	6.000 t	0.050 t	0.004 t
t	6.000 t	t	t
0.020 t	t	t	t
t	t	t	t
0.050 t	6.000 t	0.050 t	0.004 t

②計画

⑮廃油(有害)	⑯汚泥(有害)	⑰廃水銀等
0.300 t	0.001 t	0.010 t
t	t	0.010 t
t	t	t
0.300 t	t	t
t	0.001 t	0.010 t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
-1 ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。